

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年5月22日（平成29年（行情）諮問第190号）

答申日：平成30年1月12日（平成29年度（行情）答申第407号）

事件名：過労自殺の労災認定が過失相殺なしで1億円以上の損害賠償責任が発生することと直結しつつあることに関する厚生労働省の問題意識が書いてある文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「過労自殺の労災認定が、過失相殺なしで1億円以上の損害賠償責任が発生することと直結しつつあることに関する厚生労働省の問題意識が書いてある文書（最新版）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月17日付け厚生労働省発基0217第2号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 49期の石村智京都地裁判事が執筆した「労災民事訴訟に関する諸問題について」（一過労自殺に関する注意義務違反，安全配慮義務違反と相当因果関係を中心として）を掲載している判例タイムズ1425号（平成28年7月25日発売）45頁には以下の記載がある。

客観的業務過重性が認められる場合には、業務の過重性についての予見可能性と労働者の心身健康を損なう危険についての（抽象的）予見可能性さえあれば（使用者側は、客観的にみて過重な業務を課しているのだから、通常は、これが否定されることはない。）、義務違反及び相当因果関係が肯定される関係にあり、その意味で、この場合においては、精神障害の発症や自殺についての予見がないとの使用者側の主張については、ほぼ失当に近いことになる。しかも、特定会社A事件最判や特定会社B事件最判の判示によれば、当事者側の事情が過失相殺ないしは素因減額とされる場面はかなり限定され、その適用範囲が審理の中心

となるということになる。

- (2) 前述した判例タイムズの記事を前提とした場合、過労自殺の労災認定が過失相殺なしで1億円以上の損害賠償責任が発生することと直結することとなる。

このような取扱いを前提とした場合、労災保険で守られているはずの事業主にとっては、労災認定が1億円以上の損害賠償請求訴訟を受けることの引き金になることから、災害調査に対する事業主の抵抗がすさまじくなる結果、災害調査に甚大な悪影響が及ぶことは明らかである。

また、被災労働者の遺族としても、労災認定により遺族補償給付等及び1億円以上の損害賠償請求権を取得できるか、又は労災不認定により遺族補償給付等すら受けられないという二者択一の結果となるため、労災保険が本来予定している以上に、労災認定の有無が被災労働者の遺族に甚大な影響を及ぼすこととなる。

さらに、過重な業務が発生するかも知れない事業主が精神障害者を雇用した場合、労災保険で守られているはずの当該事業主の倒産につながりかねないことからすれば、精神障害者の雇用に甚大な悪影響が及ぶことは明らかである。

そして、前述した判例タイムズの記事が公表されてから半年以上が経過していることからすれば、災害調査、労災保険給付及び精神障害者の雇用について責任を持っている処分庁としては当然、本件文書を作成しているといえる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年1月27日付け（同月30日受付）で、処分庁に対して、法4条1項の規定に基づき、「過労自殺の労災認定が、過失相殺なしで1億円以上の損害賠償責任が発生することと直結しつつあることに関する厚生労働省の問題意識が書いてある文書（最新版）」に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が、平成29年2月17日付け厚生労働省発基0217第2号により、不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服として、同年2月20日付け（同月21日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁の考え方

本件審査請求に関し、法9条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

- (1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、「過労自殺の労災認定が、過失相殺なしで1億円以上の損害賠償責任が発生することと直結しつつあることに関する厚生労働省の問題意識が書いてある文書（最新版）」である。

(2) 本件対象文書の保有について

請求者は特定判例雑誌に掲載された記事を前提に本件対象文書の存在を主張する。しかし、判例雑誌を始めとして様々な雑誌・書籍に研究者等の論文その他の見解が数多く掲載される中で、これら全てに対して職員が職務上何らかの文書を作成するものではなく、本件対象文書を作成・取得しておらず、保有していないとした原処分判断について、何ら不自然・不合理な点はない。

また、本件審査請求を受けて、諮問庁として、改めて本件対象文書の保有の有無を確認したが、これを保有していないという結論に変わりはない。

したがって、上記(1)で特定した本件対象文書について、作成・取得しておらず、これを保有していないため、法9条2項の規定に基づき不開示決定を行った処分庁の判断は妥当である。

(3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「特定判例雑誌特定号特定頁の記載を前提とした場合、過労自殺の労災認定が過失相殺なしで1億円以上の損害賠償責任が発生することと直結することとなる。このような取扱いを前提とした場合、災害調査に甚大な悪影響が及ぶことは明らかであり、また、労災保険が本来予定している以上に、労災認定の有無が被災労働者の遺族に甚大な影響を及ぼすこととなる。さらに、過重な業務が発生するかも知れない事業主が精神障害者を雇用した場合、労災保険で守られているはずの当該事業主の倒産につながりかねず、精神障害者の雇用に甚大な悪影響が及ぶことは明らかである。そして、前述の特定判例雑誌の記事が公表されてから半年以上が経過していることから、災害調査、労災保険給付及び精神障害者の雇用について責任を持っている処分庁としては当然、本件文書を作成しているといえる」等と主張しているが、上記(2)のとおり、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月7日 審議

④ 平成30年1月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「過労自殺の労災認定が、過失相殺なしで1億円以上の損害賠償責任が発生することと直結しつつあることに関する厚生労働省の問題意識が書いてある文書（最新版）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、審査請求人は、特定判例雑誌に掲載された記事を前提に本件対象文書の存在を主張するが、判例雑誌を始めとして様々な雑誌・書籍に研究者等の論文その他の見解が数多く掲載される中で、これら全てに対して職員が職務上何らかの文書を作成するものではなく、本件対象文書を作成・取得しておらず、保有していないとした原処分の判断について、何ら不自然・不合理な点はない旨説明する。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対して更なる説明を求めさせたところ、おおむね以下のとおりであった。

ア 審査請求人が主張する特定判例雑誌に掲載された記事の内容は、使用者の注意義務違反、安全配慮義務違反を争点とした民事訴訟に関する問題点について言及したものであることから、厚生労働省において、当該記事の内容について検討を行うことは想定し難い。

イ 本件行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄に、「過労自殺の労災認定」と記載されていたため、労災補償業務を所掌している労働基準局補償課において、本件対象文書を作成又は取得していないか、事務室及び書庫等の探索も含めて確認したが、本件対象文書を確認することはできなかった。

ウ 以上より、厚生労働省において、本件対象文書を作成・取得しておらず、保有していないと判断したものである。

(3) 上記（1）及び（2）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、本件対象文書の探索の範囲も不十分であるとはいえない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子